

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改する。

(相続税の納稅義務者)

第一条の三 省略

(相続税の納稅義務者)

第一条の三 同上

2 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百三十七条の二（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納稅猶予）又は第一百三十七条の三（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納稅猶予）の規定の適用がある場合における前項第二号イの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第一百三十七条の二第二項の規定により同条第一項の納稅の猶予に係る期限の延長を受ける個人が死亡した場合には、当該個人の死亡に係る相続税の前項第二号イの規定の適用については、当該個人は、当該個人の死亡に係る相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。

二 所得税法第一百三十七条の三第一項（同条第三項の規定により適用する場合を含む。以下この号及び次条第二項第二号において同じ。）の規定の適用を受ける者から同法第一百三十七条の三第一項の規定の適用に係る贈与により財産を取得した者（以下この号において「受贈者」という。）が死亡した場合には、当該受贈者の死亡に係る相続税の前項第二号イの規定の適用については、当該受贈者は、当該受贈者の死亡に係る相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、当該受贈者が同条第一項の規定の適用に係る贈与前五年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

三 所得税法第一百三十七条の三第二項（同条第三項の規定により適用する場合を含む。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。）の規定の適用を受ける相続人（包括受遺者を含む。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。）が死亡（以下この号において「二次相続」という。）をした場合には、当該二次相続に係る相続税の前項第二号イの規定の適用については、当該相続人は、当該二次相続の開始

前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、当該相続人が所得税法第百三十七条の三第二項の規定の適用に係る相続の開始前五年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

(贈与税の納稅義務者)

第一条の四 省略

(贈与税の納稅義務者)  
第一条の四 同上

二 所得税法第百三十七条の二（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納稅猶予）又は第百三十七条の三（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納稅猶予）の規定の適用がある場合における前項第二号イの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第百三十七条の二第二項の規定により同条第一項の納稅の猶予に係る期限の延長を受ける個人が財産の贈与をした場合には、当該贈与に係る贈与税の前項第二号イの規定の適用については、当該個人は、当該贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。

二 所得税法第百三十七条の三第一項の規定の適用を受ける者から同項の規定の適用に係る贈与により財産を取得した者（以下この号において「受贈者」という。）が財産の贈与（以下この号において「二次贈与」という。）をした場合には、当該二次贈与に係る贈与税の前項第二号イの規定の適用については、当該受贈者は、当該二次贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、当該受贈者が同条第一項の規定の適用に係る贈与前五年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

三 所得税法第百三十七条の三第二項の規定の適用を受ける相続人が財産の贈与をした場合には、当該贈与に係る贈与税の前項第二号イの規定の適用については、当該相続人は、当該贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、当該相続人が同条第二項の規定の適用に係る相続の開始前五年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたこ

とがない場合には、この限りでない。

(相続税の課税財産の範囲)

第二条 第一条の三第一項第一号又は第二号の規定に該当する者については、その者が相続又は遺贈により財産を取得した者に対するものに対し、相続税を課する。

2 第一条の三第一項第三号の規定に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、相続税を課する。

(贈与税の課税財産の範囲)

第二条の二 第一条の四第一項第一号又は第二号の規定に該当する者については、その者が贈与により取得した財産の全部に対し、贈与税を課する。

2 第一条の四第一項第三号の規定に該当する者については、その者が贈与により取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、贈与税を課する。

第十条 次の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場所による。

一～四 省 略

五 保険金については、その保険（共済を含む。）の契約に係る保険会社等（保険業又は共済事業を行う者をいう。第五十九条第一項及び第二項において同じ。）の本店又は主たる事務所（この法律の施行地に当該本店又は主たる事務所がない場合において、この法律の施行地に当該保険の契約の有するときにおいては、当該保険の契約に係る事務を行なう営業所、事務所その他これらに準ずるもの。次号において同じ。）の所在

六～十三 省 略  
2～4 省 略

(相続税の課税価格)

第十二条 第一条の二 相続又は遺贈により財産を取得した者が第一条の三第一項

(相続税の課税財産の範囲)

第二条 第一条の三第一号又は第二号の規定に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、相続税を課する。

2 第一条の三第三号の規定に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、相続税を課する。

(贈与税の課税財産の範囲)

第二条の二 第一条の四第一項第一号又は第二号の規定に該当する者については、その者が贈与により取得した財産の全部に対し、贈与税を課する。

2 第一条の四第三号の規定に該当する者については、その者が贈与により取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、贈与税を課する。

第十条 同 上

一～四 同 上

五 保険金については、その保険（共済を含む。）の契約に係る保険会社等（保険業又は共済事業を行う者をいう。第五十九条第一項において同じ。）の本店又は主たる事務所（この法律の施行地に当該本店又は主たる事務所がない場合において、この法律の施行地に当該保険の契約に係る事務を行なう営業所、事務所その他これらに準ずるもの。次号において同じ。）の所在

六～十三 同 上  
2～4 同 上

(相続税の課税価格)

第十二条 第一条の二 相続又は遺贈により財産を取得した者が第一条の三第一号

第一号又は第二号の規定に該当する者である場合においては、その者について  
は、当該相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもつて、相  
続税の課税価格とする。

2 相続又は遺贈により財産を取得した者が第一条の三第一項第三号の規  
定に該当する者である場合においては、その者については、当該相続又  
は遺贈により取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計  
額をもつて、相続税の課税価格とする。

(債務控除)

第十三条 相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺  
贈に限る。以下この条において同じ。）により財産を取得した者が第一  
条の三第一項第一号又は第二号の規定に該当する者である場合において  
は、当該相続又は遺贈により取得した財産については、課税価格に算入  
すべき価額は、当該財産の価額から次に掲げるものの金額のうちその者  
の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

一・二 省 略

2

相続又は遺贈により財産を取得した者が第一条の三第一項第三号の規  
定に該当する者である場合においては、当該相続又は遺贈により取得し  
た財産でこの法律の施行地にあるものについては、課税価格に算入すべ  
き価額は、当該財産の価額から被相続人の債務で次に掲げるものの金額  
のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

一・五 省 略

3 省 略

第十四条 省 略

2 省 略

3

前項の債務の確定している公租公課の金額には、被相続人が、所得税  
法第一百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の  
適用がある場合の納税猶予）（同条第二項の規定により適用する場合を  
含む。第三十二条第一項第九号イにおいて同じ。）の規定の適用を受け  
ていた場合における同法第一百三十七条の二第一項に規定する納税猶予分  
の所得税額並びに同法第一百三十七条の三第一項及び第二項（贈与等によ  
り非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合

又は第二号の規定に該当する者である場合においては、その者について  
は、当該相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもつて、相  
続税の課税価格とする。

2 相続又は遺贈により財産を取得した者が第一条の三第三号の規定に該  
当する者である場合においては、その者については、当該相続又は遺贈  
により取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をも  
つて、相続税の課税価格とする。

(債務控除)

第十三条 相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺  
贈に限る。以下この条において同じ。）により財産を取得した者が第一  
条の三第一号又は第二号の規定に該当する者である場合においては、当  
該相続又は遺贈により取得した財産については、課税価格に算入すべき  
価額は、当該財産の価額から被相続人の債務で次に掲げるものの金額のうち  
その者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

一・二 同 上

2

相続又は遺贈により財産を取得した者が第一条の三第三号の規定に該  
当する者である場合においては、当該相続又は遺贈により取得した財產  
でこの法律の施行地にあるものについては、課税価格に算入すべき価額  
は、当該財産の価額から被相続人の債務で次に掲げるものの金額のうち  
その者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

一・五 同 上

3 同 上

第十四条 同 上

2 同 上

3 同 上

の納税猶予）（これらの規定を同条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けていた場合における同条第四項に規定する納税猶予分の所得税額を含まない。ただし、同法第百三十七条の二第十三項の規定により当該被相続人の納付の義務を承継した当該被相続人の相続人（包括受遺者を含む。以下この項及び同号において同じ。）が納付することとなつた同条第一項に規定する納税猶予分の所得税額及び当該納税猶予分の所得税額に係る利子税の額（当該納税猶予分の所得税額に係る所得税の同法第二百二十八条（確定申告による納付）又は第二百二十九条（死亡の場合の確定申告による納付）の規定による納付の期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの間に係るものに限る。）並びに同法第二百三十七条の三第二十一条の規定により当該被相続人の納付の義務を承継した当該被相続人の相続人が納付することとなつた同条第四項に規定する納税猶予分の所得税額に係る利子税の額（当該納税猶予分の所得税額に係る所得税の同法第二編第五章第二節第三款（納付）の規定による納付の期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの間に係るものに限る。）については、この限りでない。

（未成年者控除）

第十九条の三 相続又は遺贈により財産を取得した者（第一条の三第一項第三号の規定に該当する者を除く。）が当該相続又は遺贈に係る被相続人の民法第五編第二章（相続人）の規定による相続人（相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人）に該当し、かつ、二十歳未満の者である場合においては、その者については、第十五条规定による相続人（相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人）に該当し、かつ、二十歳未満の者である場合においては、その者については、第二十条に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるときは、これに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2・3 省略

（障害者控除）

第十九条の四 相続又は遺贈により財産を取得した者（第一条の三第一項第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。）が当該相続又は遺贈に係る被相続人の前条第一項に規定する相続人に該当し、かつ、障害者である場

（未成年者控除）

第十九条の三 相続又は遺贈により財産を取得した者（第一条の三第三号の規定に該当する者を除く。）が当該相続又は遺贈に係る被相続人の民法第五編第二章（相続人）の規定による相続人（相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人）に該当し、かつ、二十歳未満の者である場合においては、その者については、第二十条から前条までの規定により算出した金額から十万円にその者が二十歳に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるときは、これに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2・3 同上

（障害者控除）

第十九条の四 相続又は遺贈により財産を取得した者（第一条の三第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。）が当該相続又は遺贈に係る被相続人の前条第一項に規定する相続人に該当し、かつ、障害者である場

ある場合には、その者については、第十五条から前条までの規定により算出した金額から十万円（その者が特別障害者である場合には、二十万円）にその者が八十五歳に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるときは、又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

## 2・3 省略

### （贈与税の課税価格）

第二十一条の二 贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取得について第一項の四第一項第三号の規定に該当する者又は第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中において贈与により取得した財産の価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

## 2 贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取

得について第一項の四第一項第三号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中において贈与により取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

## 3 贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取

得について第一項の四第一項第一号の規定に該当し、かつ、同項第三号の規定に該当する者又は同項第二号の規定に該当し、かつ、同項第三号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その者がこの法律の施行地に住所を有していた期間内に贈与により取得した財産がこの法律の施行地に住所を有していた期間内に贈与により取得した財産で政令で定めるものの価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

## 4 省略

### （贈与税の非課税財産）

第二十一条の三 次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

## 一・三 省略

合には、その者については、第十五条から前条までの規定により算出した金額から十万円（その者が特別障害者である場合には、二十万円）にその者が八十五歳に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるときは、又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

## 2・3 同上

### （贈与税の課税価格）

第二十一条の二 贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取得について第一項の四第一項第三号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中において贈与により取得した財産の価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

## 2 贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取

得について第一項の四第一項第三号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中において贈与により取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

## 3 贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取

得について第一項の四第一項第一号の規定に該当し、かつ、同項第三号の規定に該当する者又は同項第二号の規定に該当し、かつ、同項第三号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その者がこの法律の施行地に住所を有していた期間内に贈与により取得した財産がこの法律の施行地に住所を有していた期間内に贈与により取得した財産で政令で定めるものの価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

## 4 同上

### （贈与税の非課税財産）

第二十一条の三 同上

## 一・三 同上

四 所得税法第七十八条第三項（寄附金控除）に規定する特定公益信託

（以下この号において「特定公益信託」という。）で学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして、若しくは顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして財務大臣の指定するものから交付される金品で財務大臣の指定するもの又は学生若しくは生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定公益信託から交付される金品

五・六 省略

2 同上

（特定障害者に対する贈与税の非課税）

第二十一条の四 特定障害者（第十九条の四第二項に規定する特別障害者（第一条の四第一項第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。以下この項において「特別障害者」という。）及び第十九条の四第二項に規定する障害者（特別障害者を除く。）のうち精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者その他の精神に障害がある者として政令で定めるもの（第一条の四第一項第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）が、信託会社その他の者で政令で定めるもの（以下この条において「受託者」という。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの（第三項において「受託者の営業所等」という。）において当該特定障害者扶養信託契約に基づいて当該特定障害者扶養信託契約に係る財産の信託がされることによりその信託の利益を受ける権利（以下この条において「信託受益権」という。）を有することとなる場合において、政令で定めるところにより、その信託の際、当該信託受益権につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した申告書（以下この条において「障害者非課税信託申告書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該信託受益権でその価額のうち六千万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては、三千万円）までの金額（既に他の信託受益権について障害者非課税信託申告書を提出している場合には、当該他の信託受益権でその価額のうちこの項の規定の適用を受けた部分の価額を控除した残額）に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入し

四 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第三項（寄附金控除）に規定する特定公益信託（以下この号において「特定公益信託」という。）で学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして、若しくは顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして財務大臣の指定するものから交付される金品で財務大臣の指定するもの又は学生若しくは生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定公益信託から交付される金品

（特定障害者に対する贈与税の非課税）

第二十一条の四 特定障害者（第十九条の四第二項に規定する特別障害者（第一条の四第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。以下この項において「特別障害者」という。）及び第十九条の四第二項に規定する障害者（特別障害者を除く。）のうち精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者その他の精神に障害がある者として政令で定めるもの（第一条の四第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）が、信託会社その他の者で政令で定めるもの（以下この条において「受託者」という。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの（第三項において「受託者の営業所等」という。）において当該特定障害者扶養信託契約に基づいて当該特定障害者扶養信託契約に係る財産の信託がされることによりその信託の利益を受けれる権利（以下この条において「信託受益権」という。）を有することとなる場合において、政令で定めるところにより、その信託の際、当該信託受益権につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した申告書（以下この条において「障害者非課税信託申告書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該信託受益権でその価額のうち六千万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては、三千万円）までの金額（既に他の信託受益権について障害者非課税信託申告書を提出している場合には、当該他の信託受益権でその価額のうちこの項の規定の適用を受けた部分の価額を控除した残額）に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

ない。

## 254 省略

### 第二十一条の十六 省略

2 前項の場合において、特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者及び当該特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した者に係る相続税の計算についての第十八条、第十九条、第十九条の三及び第十九条の四の規定の適用については、第十八条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、贈与により財産を取得した時において当該被相続人の当該一親等の血族であつた場合には、当該被相続人から取得した当該財産に対応する相続税額として政令で定めるものについては、この限りでない」と、第十九条第一項中「特定贈与財産」とあるのは「特定贈与財産及び第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十九条の三第三項中「財産」とあるのは「財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、第十九条の四第一項中「該当する者」とあるのは「該当する者及び同項第四号の規定に該当する者（当該相続に係る被相続人の相続開始の時においてこの法律の施行地に住所を有しない者に限る。）」とする。

### 3・4 省略

#### （更正の請求の特則）

第三十二条 相続税又は贈与税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由により当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額（当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額）が過大となつたときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知つた日の翌日から四月以内に限り、納稅地の所轄稅務署長に対し、その課税価格及び相続税額又は贈与税額につき更正の請求（国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をいう。第三十三条の二において同じ。）をすることができる。

### 一五八 省略

## 254 同上

### 第二十一条の十六 同上

2 前項の場合において、特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者及び当該特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した者に係る相続税の計算についての第十八条、第十九条、第十九条の三及び第十九条の四の規定の適用については、第十八条第一項中「該当する者」とあるのは「該当する者及び同項第四号の規定に該当する者（当該相続に係る被相続人の相続開始の時においてこの法律の施行地に住所を有しない者に限る。）」とする。

### 3・4 同上

#### （更正の請求の特則）

### 第三十二条 同上

### 一五八 同上

九 次に掲げる事由が生じたこと。

イ 所得税法第二百三十七条の二第十三項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する国外転出をした者に係る同項に規定する納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継したその者の相続人が当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなつたこと。

ロ 所得税法第二百三十七条の三第十五項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第七項に規定する適用贈与者等に係る同条第四項に規定する納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継した当該適用贈与者等の相続人が当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなつたこと。

ハ イ及びロに類する事由として政令で定める事由

## 十一 省略

### (調書の提出)

第五十九条 次の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項及び次項において「営業所等」という。）を有するものは、その月中に支払った生命保険契約の保険金若しくは損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの又は支給した退職手当金等（第三条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下この項において同じ。）について、翌月十五日までに、財務省令で定めるところにより作成した当該各号に定める調書を当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、保険金額又は退職手当金等の金額が財務省令で定める額以下である場合は、この限りでない。

## 一・二 省略

2 保険会社等でこの法律の施行地に営業所等を有するものは、生命保険契約又は損害保険契約の契約者が死亡したことに伴いこれらの契約の契約者の変更の手続を行つた場合には、当該変更の効力が生じた日の属する年の翌年一月三十一日までに、財務省令で定めるところにより作成し

## 九 同 上

### (調書の提出)

第五十九条 次の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所等」という。）を有するものは、その月中に支払った生命保険契約の保険金若しくは損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの又は支給した退職手当金等（第三条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下この項において同じ。）について、翌月十五日までに、財務省令で定める様式に従つて作成した当該各号に定める調書を当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、保険金額又は退職手当金等の金額が財務省令で定める額以下である場合は、この限りでない。

## 一・二 同 上

た調書を当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、当該変更の手続を行つた生命保険契約又は損害保険契約が、解約返戻金に相当する金額が一定金額以下のものである場合その他の財務省令で定めるものである場合は、この限りでない。

5| 4| 3| 省略

第一項各号、第二項又は第三項に定める調書（以下この条において単に「調書」という。）のうち、当該調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書を提出すべき者は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該調書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する所轄税務署長に提供しなければならない。

一・二 省略

6| 調書を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）は、政令で定めるところにより第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書の提出に代えることができる。

7| 調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第一項から第三項までの規定及び第五項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

8| 第五項又は前項の規定により行われた記載事項の提供及び第六項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項から第三項までの規定による調書の提出とみなして、これらの規定及び第七十条の規定並びに国税通則法第七章の二（国税の調査）及び第一百一十七条（罰則）の規定を適用する。

4| 3| 2| 同上

第一項各号又は第二項に定める調書（以下この条において単に「調書」という。）のうち、当該調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上あるものについては、当該調書を提出すべき者は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該調書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する所轄税務署長に提供しなければならない。

一・二 同上

5| 調書を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）は、政令で定めるところにより第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書の提出に代えることができる。

6| 調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第一項又は第二項の規定及び第四項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

7| 第四項又は前項の規定により行われた記載事項の提供及び第五項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項又は第二項の規定による調書の提出とみなして、これらの規定及び第七十条の規定並びに国税通則法第七章の二（国税の調査）及び第一百一十七条（罰則）の規定を適用する。

(納税地)

第六十二条 相続税及び贈与税は、第一条の三第一項第一号若しくは第四号又は第一条の四第一項第一号の規定に該当する者については、この法律の施行地にある住所地（この法律の施行地に住所を有しないこととなつた場合には、居所地）をもつて、その納税地とする。

2 第一条の三第一項第二号若しくは第三号又は第一条の四第一項第二号若しくは第三号の規定に該当する者及び第一条の三第一項第一号若しくは第四号又は第一条の四第一項第一号の規定に該当する者でこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるものは、納税地を定めて、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。その申告がないときは、国税庁長官がその納税地を指定し、これを通知する。

3 省略

(納税地)

第六十二条 相続税及び贈与税は、第一条の三第一号若しくは第四号又は第一条の四第一号の規定に該当する者については、この法律の施行地にある住所地（この法律の施行地に住所を有しないこととなつた場合には、居所地）をもつて、その納税地とする。

2 第一条の三第二号若しくは第三号又は第一条の四第二号若しくは第三号の規定に該当する者及び第一条の三第一号若しくは第四号又は第一条の四第一号の規定に該当する者でこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるものは、納税地を定めて、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。その申告がないときは、国税庁長官がその納税地を指定し、これを通知する。

3 同上